

第19 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について（平成10年3月13日消防防第25号通知）

(1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の定義等

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所をいう（危規則第28条の2の4）。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれる。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行なってはならない。

(2) 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の技術上の基準

ア 表示

(ア) 危規則第28条の2の5第1号に規定する「顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨の表示」は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えない。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にその旨を表示する。

(イ) 危規則第28条の2の5第5号イに規定する顧客用固定給油設備等である旨の表示方法は、顧客用固定給油設備等又はアイランドに設置されている支柱等への「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えない。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業員が給油等をする旨を表示する。

(ウ) 危規則第28条の2の5第5号イに規定する地盤面等への表示は、普通自動車等の停止位置として長さ5メートル、幅2メートル程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2メートル四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示する。

(エ) 危規則第28条の2の5第5号ロに規定する使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等保安上必要な事項を

併せて記載する。

なお、「直近の位置」とは顧客用固定給油設備等本体（懸垂式のものにあつては、近傍の壁等）をいう。

(オ) 危規則第28条の2の5第5号ハに規定する顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等の表示方法は、固定給油設備等、アイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えない。

(カ) 表示については必要に応じて英語の併記等を行う。

〔第19-1表 危険物の品目の表示〕

取り扱う危険物の種類	文字	色
自動車ガソリン（日本工業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。）	「ハイオクガソリン」又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン（日本工業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号（E）に限る。）	「ハイオクガソリン（E）」又は「ハイオク（E）」	ピンク
自動車ガソリン（日本工業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。）	「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン（日本工業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号（E）に限る。）	「レギュラーガソリン（E）」又は「レギュラー（E）」	紫
軽油	「軽油」	緑
灯油	「灯油」	青

イ 危規則第28条の2の5第2号及び第3号に規定する顧客用固定給油設備等の構造は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成10年3月13日消防危第25号通知）による。

なお、危険物保安技術協会において、顧客用固定給油設備等に係る試験確認業務を実施するとともに、当該試験確認に合格した顧客用固定給油設備等に対しては型

式試験確認済証が貼付されるので、設置にあたっては試験合格品を使用するよう指導する。◆

ウ 顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間等の上限を、顧客の1回当たりの給油量及び給油時間等の実態を勘案し、適正な数値に設定する（危規則第40条の3の10第2号）。この場合、顧客用固定給油設備の設定値は、大型トラック専用の給油取扱所等一回の給油で大量の燃料を給油することが想定されるものを除いて、給油量についてはガソリンの場合100リットル、軽油の場合200リットルを、給油時間については4分を標準とする。また、顧客用固定注油設備の設定値は、注油量については100リットル、注油時間については6分を標準とする（平成12年2月1日消防危第12号）。

エ 危規則第28条の2の5第4号イに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」としては、車両の進入・退出方向に対し、顧客用固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ150ミリメートル以上のアイランドを設置するもの等がある。

なお、当該措置は、すべての顧客用固定給油設備等に対して行うことを要する。

オ 危険物の漏えい拡散防止措置

危規則第28条の2の5第4号ロに規定する「危険物の漏えいの拡散を防止するための措置」は、次による。

なお、当該措置は、すべての顧客用固定給油設備等に対して行うことを要する。

(ア) 立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する顧客用固定給油設備等の場合を除く。）による。

(イ) 立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁で遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、顧客用固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付ける。

(ウ) 逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、顧客用固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置する。

カ 顧客監視用制御卓等

危規則第28条の2の5第6号に規定する制御卓その他の設備は、次による。

(ア) 危規則第28条の2の5第6号イに規定する「直接視認できる」とは、給油中

及び自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいう。

(イ) 危規則第28条の2の5第6号ロに規定する「監視設備」とは、モニターカメラ及びディスプレイが想定されるものであり、「視認を常時可能とする」とは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。

(ウ) 危規則第28条の2の5第6号ハに規定する「制御装置」には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置を設置する。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあつては、油種設定のスイッチを併せて設置する。

(エ) 危規則第28条の2の5第6号ニに規定する「すべての固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置」とは、緊急停止スイッチをいう。また「火災その他の災害に際しすみやかに操作することができる箇所」とは、給油空地等に所在する従業員においてもすみやかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が該当する。

(オ) 危規則第28条の2の5第6号ホに規定する「顧客と容易に会話することができる装置」としては、インターホンが該当する。この場合、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置する。

なお、懸垂式の顧客用固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に設置する。

(カ) 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置する。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時にはすみやかに操作することができるものとする。

(キ) 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えない。この場合、すべての制御卓に、すべての顧客用固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置する必要があるものとする。

2 その他の留意事項

- (1) 危規則第28条の2の5から第28条の2の8までに規定される基準は、危政令第17条第1項から第4項までに掲げる基準の特例であるため、特例を定めない事項については、危政令第17条第1項から第4項までの基準を適用する（平成10年2月25日消防危第16号通知）。
- (2) コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねる場合で、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保される形態のものは、認めて差し支えない（平成10年10月13日消防危第90号質疑）。
- (3) 放送機器の機能を有する有線放送設備のうち、有線放送よりも指示の放送が優先されるものは、顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として認めて差し支えない（平成10年10月13日消防危第90号質疑）。
- (4) 携帯型電子機器を使用する場合は、「第16 屋外営業用給油取扱所」の「17 その他（3）」の例による。